

平成23年度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員

石 監 査 第 2 6 3 号
平成 2 4 年 8 月 3 1 日

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石川県監査委員	山 田 省 悟
同	盛 本 芳 久
同	安 田 慎 一
同	織 田 静 代

平成 2 3 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 3 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める平成23年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

○健全化判断比率

(単位：%)

	平成23年度決算	平成22年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	8.75	15
実質公債費比率	17.3	16.7	25	35
将来負担比率	239.7	241.1	400	

(注) 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」と表示

2 実質公債比率は過去3カ年の平均

平成23年度 16.7% 平成22年度 17.9% 平成21年度 17.4%

○資金不足比率

(単位：%)

区分	会計名	平成23年度決算	平成22年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	流域下水道特別会計	—	—	20
	港湾整備特別会計	—	—	
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	高松病院事業会計	—	—	
	水道用水供給事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	

(注) 資金不足額が生じていないため、「—」と表示

2 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字が生じていないことから、健全な段階にあることが確認された。

また、実質公債費比率については、前年度を0.6[㊦]ポイント上回る17.3%、将来負担比率については、前年度を1.4[㊦]ポイント下回る239.7%と、両数値とも早期健全化基準を下回っており、健全な段階にあることが確認された。

さらに、公営企業に係る資金不足比率については、いずれの会計も黒字であり、資金不足は生じていないことから、経営が健全な段階にあることが確認された。

しかし、一般会計の実質収支が黒字となっているのは、財政調整基金と減債基金を合わせて10億円取り崩したことなどによるものである。

今後についても、歳出面では、公債費については、臨時財政対策債及び転貸債（復興基金分）を除いた通常債のベースではピークを越えたものの、依然として高負担であるとともに、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加は今後も変わらず、職員の大量退職により退職手当も引き続き高い水準で推移するなど、義務的経費が財政を圧迫する状況が続くものと予想されている。

さらに、歳入面では、最近の本県経済は、全体としては持ち直しの動きが続いているものの、円高や欧州の経済不安等のリスクが存在し、先が見通せない状況にあり、依然として厳しい状況が見込まれている。

このように本県財政は、引き続き厳しい運営を強いられるものと見込まれる中、県では、「財政の中期見通し」（平成22年11月）を踏まえて「石川県行財政改革大綱2011」を策定し、現在、「厳しい財政状況の下での財政健全性の維持」などを柱とする改革に積極的に取り組んでいるところであるが、県財政を取り巻く現下の厳しい状況に鑑み、行財政改革大綱の進行管理と評価を徹底し、「選択と集中」により自立的かつ持続可能な財政基盤の確立に努められたい。

付 表

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率
- 5 資金不足比率

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

300,802,965

※実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳 入 総 額 (1)	歳 出 総 額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	602,009,289	595,152,637	21,707,721	0	15,600,204	749,135	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	5,172,071	4,290,928	0	881,143	0	0
	土地取得特別会計	191	191	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	167,514	102,660	0	64,854	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	8,624,012	6,327,034	0	2,296,978	0	0
	就農支援資金特別会計	290,709	51,084	0	239,625	0	0
	林業改善資金特別会計	256,499	6,858	0	249,641	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	114,161	13,231	0	100,930	0	0
	金沢西部地区土地区画整理 特別会計	1,211,657	1,211,657	0	0	0	0
	育英資金特別会計	1,235,001	320,938	0	914,063	0	0
	公債管理特別会計	209,101,996	209,101,996	0	0	0	0
合 計	828,183,100	816,579,214	21,707,721	4,747,234	15,600,204	749,135	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	124,032,544
普通交付税額	132,576,815
臨時財政対策債発行可能額	44,193,606
合 計	300,802,965

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)+(B)+(C)+(D)}}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

300,802,965

※連結実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	602,009,289	595,152,637	21,707,721	0	15,600,204	749,135	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	5,172,071	4,290,928	0	881,143	0	0
	土地取得特別会計	191	191	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	167,514	102,660	0	64,854	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	8,624,012	6,327,034	0	2,296,978	0	0
	就農支援資金特別会計	290,709	51,084	0	239,625	0	0
	林業改善資金特別会計	256,499	6,858	0	249,641	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	114,161	13,231	0	100,930	0	0
	金沢西部地区土地区画整理 特別会計	1,211,657	1,211,657	0	0	0	0
	育英資金特別会計	1,235,001	320,938	0	914,063	0	0
公債管理特別会計	209,101,996	209,101,996	0	0	0	0	
合 計	828,183,100	816,579,214	21,707,721	4,747,234	15,600,204	749,135	

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 (B)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)
			繰越明許費(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
公営競馬特別会計	9,256,933	9,256,933	0	0	0	0

公営企業会計（法非適用企業）に係る資金剰余額 (C)

(単位：千円)

会 計 名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			資金剰余額 (1)-(2)- (3)-(4)+(5)
			繰越明許費(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
流域下水道特別会計	2,610,764	2,605,133	270,368	0	270,368	5,631
港湾整備特別会計	1,383,613	1,374,746	0	0	0	8,867
合 計	3,994,377	3,979,879	270,368	0	270,368	14,498

公営企業会計（法適用企業）に係る資金剰余額 (D)

(単位：千円)

会 計 名	流動資産 (1)	控除財源 (2)	流動負債 (3)	控除未払金等 (4)	控 除 額 (5)	長 期 借 入 金 (6)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)+ (4)+(5)-(6)
中央病院事業会計	7,911,255	0	2,130,689	0	0	-	5,780,566
高松病院事業会計	1,468,647	0	106,172	0	0	-	1,362,475
水道用水供給事業会計	7,159,682	192,000	739,957	192,000	0	-	6,419,725
港湾土地造成事業会計	1,826,657	0	492,688	0	482,688	652,836	1,163,821
合 計	18,366,241	192,000	3,469,506	192,000	482,688	652,836	14,726,587

標準財政規模 (E)

(単位：千円)

金 額	300,802,965
-----	-------------

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}{\text{標準財政規模(D)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}$$

$$\text{3か年平均} \quad (\text{平成21年度} \quad \text{平成22年度} \quad \text{平成23年度} \\ (17.35897 \quad + \quad 17.87039 \quad + \quad 16.68105) \div 3 = 17.3\%)$$

$$\frac{42,340,912}{243,913,754} \quad \frac{45,221,315}{253,051,701} \quad \frac{41,476,656}{248,645,322}$$

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地方債の元利償還金(繰上償還額、特定財源等を除く) (A)	89,413,073	92,522,427	91,255,360
準元利償還金(B)	3,376,549	3,013,425	2,378,939
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (C)	50,448,710	50,314,537	52,157,643
標準財政規模 (D)	294,362,464	303,366,238	300,802,965

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) (B)}{\text{標準財政規模 (C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) (D)}$$

$$\frac{596,154,501}{248,645,322} = 239.7\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地方債の現在高	一般会計	1,181,345,161
	母子寡婦福祉資金特別会計	609,332
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	39,086,724
	就農支援資金特別会計	73,997
	金沢西部地区土地区画整理特別会計	1,914,244
	計	1,223,029,458
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	3,509,630
公営企業債等繰入見込額	流域下水道特別会計	3,528,624
	港湾整備特別会計	2,024,121
	中央病院事業会計	2,998,131
	高松病院事業会計	2,049,964
	水道用水供給事業会計	132,157
	計	10,732,997
退職手当負担見込額	一般会計	152,870,982
設立法人の負債額等負担見込額	公立大学法人	0
	道路公社	0
	土地開発公社	6,063,814
	第三セクター等	22,864,788
	計	28,928,602
連結実質赤字額		0
合 計		1,419,071,669

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	81,869,604
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	65,124,636
地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	675,922,928
合 計	822,917,168

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	金 額
	300,802,965

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	金 額
	52,157,643

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B) 又は (C)}}$$

※下表のとおり各会計の資金不足額は発生していない

資金不足額 (△は資金の余剰を示している) (A)

(単位：千円)

会 計 名	流 動 負 債 (歳 出 額) (D)	流 動 負 債 控除未払金等 (E)	流 動 資 産 (歳 入 額) (F)	流 動 資 産 控 除 財 源 (G)	長 期 借 入 金 (H)	資 金 不 足 額 (△資金剰余額) (D)-(E)-(F)+(G)+(H)
流域下水道特別会計	2,605,133	0	2,610,764	0	-	△ 5,631
港湾整備特別会計	1,374,746	0	1,383,613	0	-	△ 8,867
中央病院事業会計	2,130,689	0	7,911,255	0	-	△ 5,780,566
高松病院事業会計	106,172	0	1,468,647	0	-	△ 1,362,475
水道用水供給事業会計	739,957	192,000	7,159,682	192,000	-	△ 6,419,725
港湾土地造成事業会計	492,688	0	1,826,657	0	652,836	△ 681,133
合 計						△ 14,258,397

事業の規模 (B)

(単位：千円)

会 計 名	営 業 収 益 (I)	受 託 工 事 収 益 (J)	事 業 の 規 模 (I)-(J)
流域下水道特別会計	1,052,018	0	1,052,018
港湾整備特別会計	260,800	0	260,800
中央病院事業会計	15,908,345	0	15,908,345
高松病院事業会計	2,496,313	0	2,496,313
水道用水供給事業会計	6,248,315	16,000	6,232,315
合 計			25,949,791

事業の規模 (宅地造成事業) (C)

(単位：千円)

会 計 名	資 本 (K)	負 債 (L)	事 業 の 規 模 (K)+(L)
港湾土地造成事業会計	2,503,595	1,145,524	3,649,119

(参 考)

健全化判断比率等の対象範囲

会 計 区 分		県 の 会 計 区 分			
一 般 会 計 等	一般会計		↓ 実質赤字比率	↓ 連結実質赤字比率	
	証紙特別会計				
	土地取得特別会計				
	母子寡婦福祉資金特別会計				
	中小企業近代化資金貸付金特別会計				
	就農支援資金特別会計				
	林業改善資金特別会計				
	沿岸漁業改善資金特別会計				
	金沢西部地区土地区画整理特別会計				
	育英資金特別会計				
	公債管理特別会計				
公 営 事 業 会 計	収 益 事 業	公営競馬特別会計	↓ 実質公債費比率	↓ 将来負担比率	
	公 営 企 業 会 計	地方公営企業法 非 適 用 事 業			流域下水道特別会計
		地方公営企業法 適 用 事 業			港湾整備特別会計
	公 営 企 業 会 計	地方公営企業法 適 用 事 業			中央病院事業会計
		地方公営企業法 適 用 事 業			高松病院事業会計
		地方公営企業法 適 用 事 業			水道用水供給事業会計
		地方公営企業法 適 用 事 業			港湾土地造成事業会計
一 部 事 務 組 合 等	一部事務組合・広域連合	—	↓ 資金不足比率		
	地方独立行政法人	石川県公立大学法人			
	地方公社・第三セクター	地方公社・第三セクター		石川県道路公社	
		地方公社・第三セクター		石川県土地開発公社	
		地方公社・第三セクター		石川県住宅供給公社	
		地方公社・第三セクター		(財)石川県林業公社	
		地方公社・第三セクター		(社)石川県農業開発公社	
		地方公社・第三セクター		(財)石川県県民ふれあい公社	
		地方公社・第三セクター		(財)石川県産業創出支援機構	
		地方公社・第三セクター		(財)石川県地場産業振興センター	
		地方公社・第三セクター		(財)いしかわまちづくり技術センター	
公 的 信 用 保 証 機 関	石川県信用保証協会				